

「情報公開文書」

受付番号：受付-24636

課題名：顎関節 MRI で描出される円板後部組織と下顎頭骨髄の信号異常に影響する要因の解析～多数症例による横断的および縦断的研究～

1. 研究の対象

2000年1月～西暦2016年3月に当院歯科顎口腔外科で顎関節症の診察・治療を受けられた方。

2. 研究目的・方法

1. 顎関節症のMRIは、顎関節の軟組織異常を非侵襲的に診断できる唯一の画像検査法であり、円板の転位と復位が最も重要な所見である。円板以外にも関節液貯留、円板後部組織と関節骨髄の信号異常等が描出される。円板後部組織と骨髄信号の信号異常に関する報告は乏しく、その臨床的意義は、明らかになっていない。一方、整形外科領域では、関節の骨髄信号異常は様々な関節疾患の病態や関節痛と関連していることが報告されている。

2. そこで本研究は顎関節症の臨床診断でMRIを施行された患者を対象に、患者背景（年齢、性別、罹患期間）、MRI所見（円板の位置と転位、復位、骨変形、関節液の貯留、円板後部組織の信号強度、骨髄信号）と臨床所見（関節痛、開口域、関節音）を横断的および縦断的に調査し、(1) 円板後部組織の信号変化や骨髄信号異常に影響する顎関節の形態的要因と患者背景および、(2) これらの所見が臨床所見にどのように反映しているかを明らかにすることを目的とする。

3. 患者背景、臨床所見、MRI所見を調べる。横断研究として円板後部組織の信号強度を高信号と低信号の2群に、下顎頭の骨髄信号を正常、骨髄浮腫、骨硬化の3群に分類し、患者背景、MRI所見、治療経過について比較を行う。縦断的研究として治療後のMRIを撮像した患者について、円板後部組織と下顎頭骨髄の信号と他のMRI所見がどのように変化したかを解析する。

4. 研究期間は、2017年2月～2023年12月。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

使用する情報は、カルテ番号、年齢、性別、既往歴、現病歴、臨床所見、痛み所見、MRI検査所見、等。

4. 外部への試料・情報の提供

なし.

5. 研究組織

該当なし.

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院歯学研究科病態マネジメント歯学講座 顎顔面・口腔外科学分野
千葉雅俊（研究責任者）

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

-----以上